

「高浜原発 運転停止命令」

2016年03月12日

関西電力高浜原発3、4号機の運転禁止を、滋賀県の住民が申し立てた仮処分で、大津地裁の山本善彦裁判長は3月9日、運転を差し止める決定を下した。高浜原発は下記のような経緯を辿っている。滋賀県の住民が3、4号機の再稼働を認めない仮処分を申し立て、2015年4月、福井地裁が運転差し止めの仮処分を決定した。ところが12月に、原子力規制委員会の安全審査を受けて、福井地裁はこの仮処分を取り消す逆転判決を出した。3号機は2016年1月に、4号機は2月に再稼働した。4号機の発送電開始の作業に、マスコミ関係者を招いていたが、スイッチを押すと同時に警報が鳴り響くトラブルが発生し、原子炉は緊急停止した。そして今回、再度の仮処分が決定し、決定は直ちに効力を発揮した。稼働中の停止の決定は初めてのことで、今後の原子力行政において注目される。

仮処分決定のポイントは下記の5点である。① 原発事故が起きれば環境破壊の及ぶ範囲はわが国を越える可能性がある。発電の効率性は甚大な災禍と引き換えにすべき事情であるとは言えない。(原発は経済効率が良いとは思えないが、経済効率よりも人命の尊重、環境保全を優先すべきであるという主張で、大いに納得できる。)② 福島原発事故の原因究明は進んでおらず、津波が主たる原因であるのかも不明である。(東電は予想を超えた津波を事故原因と言っているが、地震による電源喪失が原因であるという説もある。原因究明が急務である。)③ 災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と事故を起こさないとの見地から、安全確保対策を講ずるには、福島原発事故の究明を徹底的に行うことが不可欠である。関西電力と原子力規制委員会がこの点に意を払わないなら、新規制基準策定に向かう姿勢に非常な不安を覚える。(安倍首相は汚染水について「アンダーコントロール」と言ったが、これは事実ではない。今なお、汚染水は流れ出ている。虚言も甚だしい。その首相は二言目には「世界で最も厳しい安全基準である」と言う。その根拠はどこにもない。)④ 過ちに真摯に向き合うなら、対策の見落としで過酷事故が生じて、致命的な状態に陥らないようにするとの思想に立ち新規制基準を策定すべきである。関西電力の主張や説明の程度では、新規制基準と設置変更の許可が直ちに公共の安寧の基礎となると考えることがためられる。(どんな新規制基準を作っても、人間のすることには間違いが起こる。原発は間違えば、取り返しがつかないものであることを知るべきである。4号機の発送電開始の時、自信を持ってマスコミ関係者を招いたが、スイッチを押すと同時に警報が鳴ったことは、その証左である。)⑤ 国家主導での具体的で可視的な避難計画の早急な策定が必要である。(原子力規制委員会は住民の避難については関知していない。地方自治体に任せている状態である。また、原子力規制委員会は「安全と言っている訳ではない」と言明している。新規制基準に適合しているかどうかを判断しているに過ぎない。)上記のポイントは誰でも首肯できるものである。

原爆製造能力を保持しようとする国家の恣意の下で、原発行政が発足したと思っている。54基もの原発ができたが、1基も稼働せずに、電力は足りていた。原発に群がって利権を求める勢力は膨大になり、向きを変えることは並大抵ではない。しかし、福島原発事故の被災者たちは生活の場を奪われ、放射能汚染を恐れ続けており、将来を展望できない。また、核廃棄物を後世に残すことは断じて許されることではない。核は人間の科学では対処できないものであることを知る謙虚さが求められる。今回の運転停止命令から、脱原発に向きを変えていくべきである。